

純真学園大学

改善報告書

令和 7 年 7 月 30 日

1. 大学名：純真学園大学

2. 認証評価実施年度：令和 5 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4－1

○学生の入学、卒業及び課程の修了並びに学位の授与について、入試判定会、教授会及び研究科委員会の審議結果をもって学長の最終決定としている点は改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 4－1 について

① ご指摘に基づき、以下の改善を図った。

- ・ 教授会規程第 3 条を改正し、その第 1 項において「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」及び「学位の授与に関する事項」について、「学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。」と定めた。
- ・ 教授会規程に新たに「委任」に関する第 8 条を設け、「代議員会として入学者選抜における志願者の合否判定の審議を入試判定会に委任し、また判定会の決定をもって教授会の決定とすることができる」ことを定めた。
- ・ 研究科委員会規程第 3 条を改正し、その第 1 項において「学生の入学、修了及び課程の修了に関する事項」及び「学位の授与に関する事項」について、「学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。」と定めた。
- ・ 研究科委員会規程に新たに「委任」に関する第 9 条を設け、「代議員会として入学者選抜における志願者の合否判定の審議を入試判定会に委任し、また判定会の決定をもって研究科委員会の決定とすることができる」ことを定めた。

② 入試判定会については、その位置づけについて教授会規程及び研究科委員会規程を改正することにより本件指摘へ対応可能と判断したため、本件指摘に関するご指摘前後での改正は生じていない。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 4－1 の資料

【改善 4-1-1】純真学園大学 教授会規程（令和 6 年 4 月 1 日改正）

【改善 4-1-2】純真学園大学 教授会規程 新旧対照表

【改善 4-1-3】純真学園大学大学院 研究科委員会規程（令和 6 年 4 月 1 日改正）

【改善 4-1-4】純真学園大学大学院 研究科委員会規程 新旧対照表

【改善 4-1-5】令和 5 年度第 9 回 理事会議事録（抄）

【改善 4-1-6】学生の入学、卒業及び課程の修了並びに学位の授与に関する最終決定までのフロー

純真学園大学

改善報告書

令和 7 年 7 月 30 日

1. 大学名：純真学園大学

2. 認証評価実施年度：令和 5 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4－1

○教授会及び研究科委員会の役割について、学校教育法第 93 条を踏まえて学長が決定を行うに当たり意見を述べること及びその事項を明確に規定するなど、規則の改廃も含め、教授会規程及び研究科委員会規程を早急に見直すよう改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 4－1 について

ご指摘に基づき、以下の改善を図った。

- ・ 教授会規程第 3 条を改正し、その第 2 項において「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める…事項」として以下のとおり定めた。
 - (1) 学生の表彰及び懲戒処分に関する事項
 - (2) 教育課程の編成に関する事項
 - (3) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
 - (4) 組織再編に関する事項
- ・ 研究科委員会規程第 3 条を改正し、その第 2 項において「教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める…事項」として以下のとおり定めた。
 - (1) 学生の表彰及び懲戒処分に関する事項
 - (2) 教育課程の編成に関する事項
 - (3) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
 - (4) 組織再編に関する事項

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 4－1 の資料

- 【改善 4-1-1】純真学園大学 教授会規程（令和 6 年 4 月 1 日改正）
- 【改善 4-1-2】純真学園大学 教授会規程 新旧対照表
- 【改善 4-1-3】純真学園大学大学院 研究科委員会規程（令和 6 年 4 月 1 日改正）
- 【改善 4-1-4】純真学園大学大学院 研究科委員会規程 新旧対照表
- 【改善 4-1-5】令和 5 年度第 9 回 理事会議事録（抄）

純真学園大学

改善報告書

令和 7 年 7 月 30 日

1. 大学名：純真学園大学

2. 認証評価実施年度：令和 5 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：6－3

○学校教育法第 93 条への対応を含む教学マネジメントの機能性に関して改善が必要な点があり、内部質保証について機能性が十分とはいえないため改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 6－3 について

ご指摘に基づき、以下の改善を図った。

- ・ 学校教育法第 93 条への対応については、基準項目 4-1 で別にご指摘いただいた内容及びその対応と同様に、教授会規程及び研究科委員会規程を改正し、教授会及び研究科委員会の位置づけ及び機能を明確化するとともに、学長が決定を行うにあたり教授会または研究科委員会へ意見を聞くことが必要な事項を明記した。
- ・ 内部質保証の機能性を高めるため、内部質保証体制概念図（資料【改善 6-3-1】）に基づき、内部質保証委員会を統括的な組織とし、学長を議長として内部質保証に対して全学的に責任を負う組織と位置づけ、PDCA サイクルが適切に機能しているかについて検証をする体制とした。これらを明確化するため、内部質保証の方針（資料【改善 6-3-2】）及び内部質保証委員会規程（資料【改善 6-3-4】）の改正を行った。
- ・ また、旧内部質保証の方針にあった内部質保証チームについては、新たに大学運営会議（資料【改善 6-3-6】）として新設し、大学全体の運営に責任を持つ会議体と位置づけると共に、審議事項の一つとして「内部質保証の統括的な運用と評価に関すること」と定め、内部質保証の方針や組織体制など制度的な枠組みについて内部質保証に關与する体制を構築した。
- ・ さらに、大学及び大学院学則において、自己点検・評価については、本学の職員以外の者による検証を受けることとなっていることから、これを実施するための組織として、外部評価委員会規程（資料【改善 6-3-7】）を整備し、外部評価体制を構築した。
- ・ 以上については、本学の内部質保証体制を構築するに当たり大学運営会議において内容検討したうえ、令和 7 年度第 2 回 理事会において関係規程について報告（資料【改善 6-3-8】）、原議決裁による学長決定（資料【改善 6-3-9】）を経て、令和 7 年 7 月 1 日に改正規程を施行した。また、令和 7 年 7 月 17 日に開催した内部質保証委員会で関係者に周知すると共に、同日開催した自己点検・評価委員会において令和 7 年度自己点検・評価について、今後取り組みが必要な事項について関係部局等へ依頼を

行った。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 6－3 の資料

- 【改善 4-1-1】純真学園大学 教授会規程（令和 6 年 4 月 1 日改正）
- 【改善 4-1-2】純真学園大学 教授会規程 新旧対照表
- 【改善 4-1-3】純真学園大学大学院 研究科委員会規程（令和 6 年 4 月 1 日改正）
- 【改善 4-1-4】純真学園大学大学院 研究科委員会規程 新旧対照表
- 【改善 4-1-5】令和 5 年度第 9 回 理事会議事録（抄）
- 【改善 6-3-1】純真学園大学内部質保証体制 概念図
- 【改善 6-3-2】純真学園大学 内部質保証の方針（令和 7 年 7 月 1 日改正）
- 【改善 6-3-3】純真学園大学 内部質保証の方針（新旧対照表）
- 【改善 6-3-4】純真学園大学 内部質保証委員会規程（令和 7 年 7 月 1 日改正）
- 【改善 6-3-5】純真学園大学 内部質保証委員会規程（新旧対照表）
- 【改善 6-3-6】純真学園大学 大学運営会議規程（令和 7 年 7 月 1 日施行）
- 【改善 6-3-7】純真学園大学 外部評価委員会規程（令和 7 年 7 月 1 日施行）
- 【改善 6-3-8】令和 7 年度第 2 回 理事会議事録（抄）
- 【改善 6-3-9】原議決裁（学長決定）
- 【改善 6-3-10】内部質保証委員会議事録（抄）